

神奈川県監査委員公表第3号

監査の結果により講じた措置の内容について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県議会議員から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年3月24日

神奈川県監査委員 大竹 准一  
 同 吉川 知恵子  
 同 中家 華江  
 同 柳下 剛  
 同 斉藤 たかみ

1 措置の対象となった監査の結果

令和7年10月8日神奈川県監査委員公表第17号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち議会局分2か所に係る2事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務課	令和7年9月19日（令和7年8月5日及び同月6日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、防災用ヘルメット（産業廃棄物）の収集運搬及び処分委託契約（契約額42,185円）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の規定に反し、書面による契約を締結していなかった。また、同施行令に規定された受託者の許可証の写しを添付していなかった。	不適切事項については、事業課及び執行課職員の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に対する認識が不十分であったことによるものである。 今回の監査結果を受けて、同施行令における規定の再確認を行うとともに、会計事務で間違えやすい箇所などについて改めて理解を深めた。 今後は、このようなことがないように、議会局全職員を対象とした会計事務研修において、新たな項目として廃棄物処理委託契約を追加するとともに、複数職員による確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
経理課	令和7年9月19日（令和7年8月5日及び同月6日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、防災用ヘルメット（産業廃棄物）の収集運搬及び処分委託契約（契約額42,185円）について、廃棄物の	不適切事項については、事業課及び執行課職員の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に対する認識が不十分であったこ

		<p>処理及び清掃に関する法律施行令の規定に反し、書面による契約を締結していなかった。また、同施行令に規定された受託者の許可証の写しを添付していなかった。</p>	<p>とによるものである。</p> <p>今回の監査結果を受けて、同施行令における規定の再確認を行うとともに、会計事務で間違いやすい箇所などについて改めて理解を深めた。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、議会局全職員を対象とした会計事務研修において、新たな項目として廃棄物処理委託契約を追加するとともに、複数職員による確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------